

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護事業所 小島

〈2025年6月1日現在〉

1 事業所の特色等

(1) 事業の目的及び運営方針

要支援・要介護状態にある方に対し、適切な小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、事業所の職員は通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) その他

事 項	内 容
小規模多機能型居宅計画の作成及び事後評価	当事業所の介護支援専門員が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従 業 員 研 修	年数回、職種別、レベル別の研修を行っています。

2 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 愛誠会
代 表 者 名	理事長 河本達や
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市北区太郎迫町 144 番 1 (電 話) 0 9 6 - 2 4 5 - 2 8 0 0 (F A X) 0 9 6 - 2 4 5 - 2 8 9 3

3 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 小島
所在地・連絡先	(住所) 熊本市西区小島3丁目15-35 (電話) 096-274-8985 (FAX) 096-274-8986
事業所番号	4390103275
管理者の氏名	藤本英刀
登録定員	29名

(2) 構造等

敷地	2890.06㎡	
建物	構造	木造平屋建
	述べ床面積	318.23㎡
	利用定員	通所サービスの利用定員 18名 宿泊サービスの利用定員 9名

(3) 主な設備

設備	室数	面積	備考
宿泊室	7	9.09㎡	利用者の居室は、全て個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えています。
	2	9.26㎡	
食堂・居間	1	54.42㎡	利用者が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。(尚、居間、食堂は、同一の場所としています。)
浴室	1	9.09㎡	浴室には利用者が利用しやすい、家庭的な浴槽・機械浴を設けています。
	1	6.81㎡	
地域交流スペース	1	18.79㎡	地域の方との交流等に使用。
その他の設備	2	13.93㎡	設備としてその他に、台所・洗濯室等の設備を設けています。

(4) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管 理 者	1	1	0	業務の一元的な管理
介 護 職 員	5	5	0	介護サービスの提供
看 護 職 員	2	2	0	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
介護支援専門員	1	1	0	小規模多機能型居宅介護計画等の作成

令和6年4月1日現在

(5) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 息 時 間
管理者	9:00 ~ 18:00	1時間
看護・介護職員等	A勤	7:00 ~ 16:00
	B勤	7:30 ~ 16:30
	C勤	8:00 ~ 17:00
	D勤	8:30 ~ 17:30
	E勤	9:00 ~ 18:00
	F勤	9:30 ~ 18:30
	G勤	10:30 ~ 19:30
	H勤	11:00 ~ 20:00
	K勤	11:30 ~ 20:30
	夜勤	16:30 ~ 9:30
	☆勤	18:00 ~ 9:00

} 交代で1時間

(6) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

(7) 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
365日	通いサービス 9:00~16:00
	宿泊サービス 16:00~ 翌日9:00
	訪問サービス 24時間

4 小規模多機能型居宅介護サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
通いサービス	食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行ないます。
宿泊サービス	一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行ないます。
訪問サービス	利用者宅を訪問し、安否確認を主に掃除等、日常生活上の世話を行ないます。

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成すると共に、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行ないます。

イ 費 用

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

【基本料金】

○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護費 (一ヶ月あたり)

○ 介護保険負担割合証に基づき、法定代理受領分の一割または二割・三割負担

要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
要支援 1 34,500 円	要支援 2 69,720 円			

○ 短期利用 (1日あたり)

○ 介護保険負担割合証に基づき、法定代理受領分の一割または二割・三割負担

要介護 1 5,720 円	要介護 2 6,400 円	要介護 3 7,090 円	要介護 4 7,770 円	要介護 5 8,430 円
要支援 1 4,240 円	要支援 2 5,310 円			

○ 宿泊数に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能です。

○ 加算

種 類	利 用 料
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 10.2%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 7.4%を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 4.1%を加算
科学的介護推進体制加算	1 月につき 40 単位を加算
看護職員配置加算 (Ⅰ)	1 月につき 900 単位を加算
看護職員配置加算 (Ⅱ)	1 月につき 700 単位を加算
看護職員配置加算 (Ⅲ)	1 月につき 480 単位を加算
口腔・栄養スクリーニング加算	1 回につき 20 単位を加算(6 月に 1 回を限度)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	短期利用以外：1 月につき 750 単位を加算 短期利用：1 日につき 25 単位を加算
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	短期利用以外：1 月につき 640 単位を可算 短期利用：1 日につき 21 単位を加算
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	短期利用以外：1 月につき 350 単位を加算 短期利用：1 日につき 12 単位を加算
初期加算	1 月につき 30 単位を加算
若年性認知症利用者受入加算 (介護)	1 月につき 800 単位を加算
若年性認知症利用者受入加算 (予防)	1 月につき 400 単位を加算
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 月につき 100 単位(初回実施月のみ)
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき 200 単位(実施月以降 3 月間)
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1 月につき 1200 単位を加算
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	1 月につき 800 単位を加算
認知症加算 (Ⅰ)	1 月につき 920 単位を加算
認知症加算 (Ⅱ)	1 月につき 890 単位を加算
認知症加算 (Ⅲ)	1 月につき 760 単位を加算
認知症加算 (Ⅳ)	1 月につき 460 単位を加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 日につき 200 単位を加算(7 日まで)
訪問体制強化加算	1 月につき 1000 単位を加算
看取り連携体制加算	1 日につき 64 単位を加算

○減算

業務計画未実施減算 所定点数の 100 分の 3 相当を減算

高齢者虐待未実施減算 所定点数の 100 分の 1 相当を減算

身体拘束廃止未実施減算 所定点数の 100 分 1 相当を減算

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

食事の提供に要する費用	朝食	昼食	おやつ	夕食
※ご要望に応じて、宅配食も可能です。	400 円	550 円	50 円	600 円
イベント食代	施設内イベント(年 2 回程)の食事は、通常の 200 円追加でいただきます			
宿泊に要する費用	2000 円/1 泊			
※日中休憩のための居室利用については無料です				
電化製品持込料、使用料	テレビ	冷蔵庫		
	50 円/1 日	100 円/1 日		
洗濯代	200 円/1 回			
ご利用者様またはご家族様から特別に洗濯依頼を受けた場合				
理容代	実費カットのみ			
排泄用品 (おむつ) 代	実費			

その他の費用	・レクリエーションの材料セットの購入
小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される日常生活において通常必要となる費用	・配達クリーニングを依頼したとき
及び医療材料費であって、お客様負担が適当と	・バスハイク、買物、レクリエーションでの趣向品の購入
されるものは、右記のとおりです	・受診同行介助時の送迎車の駐車料
	・訪問歯科診療費 (希望者)

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので 25 日までに下記口座へ振込又は口座振替 (毎月 26 日金融機関が休日の場合その翌営業日) にてお支払いください。

肥後銀行 池田支店 普通預金口座 (口座番号 378706)

口座名義 小規模多機能型居宅介護事業所小島 理事長 河本達やこうもと

※入金確認後、領収証を発行します。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報下さい。
- 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

6 緊急時等における対応方法

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な措置を講じます。

主治医	医療機関名 主治医	
	所在地 電話番号	()
緊急時連絡先①	氏名 (続柄)	()
	住所 電話番号	()
緊急時連絡先②	氏名 (続柄)	()
	住所 電話番号	()

7 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関	病院名	蓮台寺クリニック	内科・放射線科・泌尿器科
	所在地	熊本市西区蓮台寺3丁目4番3号	
	電話番号	TEL:096-355-2810	
	病院名	えず総合診療所	歯科
	所在地	熊本市東区画図町重富510-1	
	電話番号	TEL:096-237-6026	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

9 損害賠償について

当事業所において事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

お客様相談窓口	・小規模多機能型居宅介護事業所小島 窓口責任者：藤本英刀（管理者） ご利用時間：9：00～18：00 ご利用方法：TEL 096-274-8985 ：面接 当事業所
お客様相談窓口	・社会福祉法人 愛誠会 コスモスファミリー熊本 TEL 096-245-2800 ・熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 TEL 096-214-1101 ・熊本市高齢者支援部介護事業指導課 TEL 096-328-2793
苦情解決責任者	・社会福祉法人 愛誠会 小規模多機能型居宅介護事業所 小島 管理者 藤本英刀 TEL 096-274-8985

11 非常災害時の対策

小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等適切な措置を講ずるとともに、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、年2回以上の避難訓練を行ないます。

12 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

13 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

14 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 虐待防止のための措置に関する事項

利用者の人権擁護・虐待の防止のため、

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービスの提供中に当該事業所の職員又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	法人名	社会福祉法人 愛誠会
	代表者名	理事長 河本 達や 印
	住 所	熊本市西区小島 3 丁目 15-35
	事業者 (事業所番号)	小規模多機能型居宅介護事業所小島 4 3 9 0 1 0 3 2 7 5
説明者	職 種	
	氏 名	印

私は、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者甲	氏 名	印
身元引受人	氏 名	印
代理人（選任した場合）	氏 名	印